

地区別屋外広告物ガイドライン措置状況説明書 神楽坂地区（Dエリア）

景観誘導項目（5） Dエリアの屋外広告物における景観形成 （地区別屋外広告物ガイドライン（神楽坂地区）P.353）

○景観形成の目標

魅力と活気あふれる商業空間を誘導し、居住施設と商業空間が共存するヒューマンスケールのまちなみ景観へ

○具体的な方策に対する措置の状況を記入してください。

具体的な方策	①光源の色温度	光源の使用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	※「あり」の場合、以下を記入
◆光源の色温度を「昼白色（5000K以下）」「電球色（3000K以下）」とする。				
記載欄				
具体的な方策	②壁面広告物	壁面広告物	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	※「あり」の場合、以下を記入
◆低層部（原則として地上7m以下）までの掲出とする。				
記載欄				
◆一壁面における合計面積は、低層部面積の20%以下とする。				
記載欄				
◆一点の面積は10㎡を上限とする。				
記載欄				
◇切り文字や箱文字の表示を活用する。				
記載欄				

具体的な方策 ③突出広告物 突出広告物 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合、以下を記入	
◆1店舗につき1台までの設置とする。	
記載欄	
◆壁面からの出幅を1m以内に収め、全体の下端の高さを地上3.5mとする。	
記載欄	
◆複数ある場合は、下から縦1列に並べる。	
記載欄	
具体的な方策 ④敷地内の自立広告物 自立広告物 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合、以下を記入	
◆歩行者の通行や見通しを妨げない大きさとする。	
記載欄	